川崎市北部リハビリテーションセンター施設内全事業一覧

別紙1－1

	施設名	事業類型	事業名	業務内容	主対象	定員	利用形態	利用料・徴収内容		事業運営		実施主体
										実施	時間	
1階	日中活動センター （条例第37条） （1097.21㎡）	・日中活動系事業 （条例第31条～第39条） （総合支援法による指定障害福祉サービス　：総定員56人）	生活介護事業	入浴・食事等の介護、創作・生産的活動等	3障害	10	契約	利用料	総合支援法による給付費　＋　食費	月曜～金曜 ※以下を除く ①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分 ～ 午後5時	指定管理
			自立訓練事業	自立生活に向けた生活訓練、相談・助言等	知・精	6						
			就労移行支援事業	生産的活動の提供、就労に向けた訓練等	3障害	20			市単独助成により無料			
			就労継続支援事業	生産活動等を通じた知識・能力向上の訓練	3障害	20						
2階	在宅支援室 （条例第24条～第30条） （42.00㎡）		在宅リハビリテーション	・先天性及び中途発症の身体障害者を対象としたリハ計画の策定及びサービス利用に伴うケアマネジメントに関して、地域の生活支援センターに専門的な相談支援を行う ・在宅障害者に対し、身体機能の維持・向上や、生活環境の向上等を目的とした診断、評価、訓練等の支援を家庭や施設への訪問及び外来により　実施 ・高次脳機能障害者に対する専門的な評価及び支援を、県や医療機関等と連携して行う。	身	無		無				
			福祉用具普及促進事業	補装具・福祉用具の装用、住宅改修にかかる支援を更生相談所分室と連携して行う								
			研修・研究・普及啓発事業	各専門技術研修実施及び障害者ヘルパー・施設職員・市民ボランティアを対象とした研修・養成事業を行う								
	地域支援室 （障害者更生相談所分室） （精神保健福祉センター分室） （条例第31条～第39条） （642.33㎡）		専門的相談指導事業	・各区における相談及び指導で目標設定が困難である者等に対する医学、心理学その他の専門的対応を要する相談及び指導を行う。また、日中活動系及び地域生活支援センター等に対する支援を行う。 ・うつやアルコール依存等障害特性に応じ、グループによる相談・支援等を行う。	3障害	無		無				公営
			判定事業	医学的・心理学的・職能的判定、補装具費支給要否判定	身・知							
			心神喪失者等医療観察訪問支援事業	法規定の通院指定医療機関利用者を定期的に訪問し、日常生活上の相談支援を実施	精							
			自立支援協議会等専門支援	障害福祉サービスの支給決定のための専門的技術支援、区のネットワークの専門的中核等	3障害							
			研修・研究・普及啓発事業	区及び市自立支援協議会と連携し、研修・研究等実施	3障害							
	地域生活支援センター （条例第40条～第57条） （491.59㎡）	特定相談支援事業 （条例第46条第1号）	特定相談支援事業	精神障害者に対して、地域活動支援センターと連携し相談支援を行う。	精	無	契約	利用料	総合支援法による給付費（本人負担無）	月曜～土曜 上記※①	午前10時 ～ 午後８時	指定管理
		地域活動支援センター （条例第46条第2号）・市要綱	地域活動支援センター	国要綱によるⅠ型事業：専門職を配置。憩い、生産活動、情報提供等相談支援事業と一体的に運営		16人以上		実費	食材料費			
		ピアサポーター養成・支援事業	ピアサポーター養成・支援事業	ピアサポートの普及啓発、ピアサポーターの養成や活動支援を行う。		無						
3階		交流促進事業 （条例第46条第3号）・市要綱	会議室運営事業	会議室を地域開放し、地域交流を促進	地域開放	無	許可	利用料	条例範囲内で指定管理者が定める額	日曜～土曜 上記※②	午前９時 ～ 午後８時	
	百合丘老人いこいの家 （川崎市老人いこいの家条例） （470.60㎡）	老人いこいの家事業	老人いこいの家事業	教養講座・行事の実施、部屋の団体貸し出し、入浴事業等	60歳以上の市民	無	許可	無		月曜～土曜 上記※①② 敬老の日除く	午前９時 ～ 午後４時	指定別管途理
									延べ床面積		2,799.50 ㎡	

別紙１－２

光熱水費及び建物の維持管理業務の経費等について

１　委託契約及び支払いについて
　光熱水費及び建物の維持管理業務の経費（以下「光熱水費等」という。）に係る業務（委託契約の締結や支払い等）については、北部日中活動センター（以下「当該施設」という。）において行うこととします。

２　光熱水費等の経費について
　建物内の全施設のうち、当該施設分については給付費によって賄うものとし、当該施設及び就労援助センターを除いた分については指定管理料によって賄うものとし、次の経費区分によって算出することとします。（就労援助センター分は負担金によって支払います。）
　ただし、指定管理料は*15, 359, 000円*を上限とし、また、就労援助センター分については、下記金額を同センターが支払います。

※　指定管理料には、建物の維持管理に係る非常勤職員相当分の金額を含みます。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>日中活動センター</th><th>地域支援室
在宅支援室
地域生活支援センター
老人いこいの家</th><th>就労援助センター</th></tr>
<tr><td colspan="2">電気・ガス・水道</td><td colspan="2">それぞれの実績</td><td rowspan="6">669,000円
（面積等による按分
3.04%相当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃棄物処理業務</td><td colspan="2">それぞれの実績</td></tr>
<tr><td rowspan="2">清掃委託</td><td>日常的な施設内清掃業務</td><td>40%</td><td>56.96%</td></tr>
<tr><td>上記以外の窓ガラス清掃、ワックス清掃、環境衛生管理業務等</td><td>27%</td><td>69.96%</td></tr>
<tr><td colspan="2">エレベーター保守業務</td><td>0%</td><td>96.96%</td></tr>
<tr><td colspan="2">警備、電気工作物、空調設備、消防設備、
その他建物全体の維持管理に係る業務</td><td>27%</td><td>69.96%</td></tr>
</table>